

(第七部)

第二回参議院厚生委員会會議錄第九号

(二九六)

昭和二十三年六月八日(火曜日)午前十一時三十一分開會

本日の會議に付した事件

○醫療制度に關する小委員長の報告

○藥事法案(内閣送付)

○國立富山病院擴充に關する請願(第八號)

○看護服並びに豫防衣の特別配給に關する請願(第四百九十三號)

○看護服設置に關する請願(第四百九十一號)

○國立小濱温泉療養所擴充に關する請願(第四百九十三號)

○國民健康保險制度改革に關する請願(第三百九十九號)

○國民健康保險制度適正化に關する陳情(第二十五號)

○藥務局設置に關する陳情(第四百四十六號)

○國民健康保險制度改革に關する陳情(第四百五十七號)(第四百六十五號)(第四百八十五號)(第四百八十七號)(第四百八十八號)(第四百九十三號)(第四百九十四號)

○藥務局設置に關する陳情(第四百九十八號)

○衛生組合法制定に關する請願(第六百三十一號)

○派出看護婦會經營の特別取扱に關する請願(第六百二十六號)

○兒童福祉事業に關する請願(第七百三十號)

○兒童福祉事業費増額に關する請願(第七百三十六號)

○委員(塚本重蔵君) これより委員

會を開會いたします。日程に上して置きました。藥事法案につきましては、間もなく大臣が出席して、提案理由をお述べになるようでありますから、暫くあとに廻しましてこの機會に醫療制度に關する小委員長の報告を求めます。

○藤森眞治君 先般この醫療制度調査に關する小委員會に付託になりました請願、陳情の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

五月十九日に本小委員會に付託になりました請願並びに陳情の中で、五月二十二日及び二十四日の兩日に互りまして審議して決定いたしました請願七件並びに陳情十二件、合計十九件について御報告申し上げます。

請願第八號、國立富山病院擴充に關する請願、紹介議員小川久義君外三名であります。この請願の趣旨は、富山國立病院は富山縣における唯一の國立病院であるが、戰災によりまして大半焼失した結果、現在では一般大衆に対する醫療は勿論、國立病院の使命である引揚、復員者等の救護さえ十分でない現状であるから、速かに同病院の復興擴充を圖られたいという趣旨であります。これに對して厚生省側から事情を聴取いたしましたところ、厚生當局としても實情調査の結果、擴充の必要を認めておられまして、昭和二十三年度においてその豫算を計上して、目下大藏省並びに安定本部當局と折衝中であるといふことをごさいます。よつて本小委員會におきましては、願意の大體は妥當なものであるとして、

議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次は請願第四百九十三號、看護服並びに豫防衣の特別配給に關する請願、紹介議員井上なつみ君であります。この請願の趣旨は、看護婦の看護服並びに豫防衣は、衛生的見地からしまして不可缺のものであるけれども、現在殆んど無配給状態であり、且つ市場においてこれが入手不可能の状態である。そのため看護婦業務の遂行上種々の不便と支障があるから、適正な配給を行われないといふのが請願の趣旨であります。これに對して厚生當局より事情を承りましたところ、昭和二十二年度の下半期分として、布地約二十萬ヤードを受けて、目下著々とこれを裁つており、近く配給の決定であるといふこととあります。併しこれは殆んど豫防衣であるので、尙看護服用として更に二十萬ヤードを受けるべく、商工省と交渉中であるといふことをごさいます。これによつて本小委員會は、願意の大體は妥當なものであるとして、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次は請願第四百九十一號、看護服設置に關する請願、同じく井上なつみ君の紹介でございます。この請願の趣旨は、公衆衛生思想の普及と各種保健事業の運営のためには、保健婦、看護婦等の資質の向上の必要があるが、現在の身分待遇は餘りにも低微から、この改善を圖り、併せて厚生省並びに地方廳に看護服を設置して行政の一元化を

期し、保健事業の有機的活動に備えられたいといふのが趣旨であります。厚生省側からこれに對する説明を承りましたところ、厚生省としては、行政上又豫算上の面から見まして、現在まだ設置の機運には至つておられないが、早い機會に看護服設置の希望を有しておる。併し看護服が設置された場合におきましても、看護婦、助産婦、保健婦等についての身分又は一般的の指導等は、ここで統一することができず、業務上についてはそれらの主管に属すべきものであると、こゝういふような答辭をされました。委員の間に於いて二、三の質疑はありましたが、本小委員會としては、大體において願意は妥當なものであるとして、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願第四百九十三號、國立小濱温泉療養所擴充に關する請願、紹介議員は小林勝馬君であります。右の請願は國立小濱温泉療養所は佐賀療養所の分院として傷痍者の治療に利用され終戦後は一般にも開放され主として温泉療養を必要とする外科的患者の治療に當つており然るその効果のあることは萬人の認めるところであり、地元民に於いてもその擴充の要望も強く温泉療養施設に乏しい今日、擴充を圖られたことの趣旨であります。これに對して厚生當局より説明を求めましたところ當局としても一般的治療にも便宜を圖るため擴充の必要を認め、昭和二十三年度において本療養所の獨立を圖るため大藏省に折衝したが認められなかつたので本年度は豫算の許す範圍に於いてできるだけ趣旨に即しよう、努力することとありまして、本請願の趣旨は妥當なものであるとして議院の會議に付して内閣に送付することに決定いたしました。

次は請願第六百三十一號、衛生組合法制定に關する請願、紹介議員小杉子君であります。この請願の趣旨は國民の健康増進を圖ることは、現下の我が國にとつて最も緊切な重要事項であるが、その原動力である衛生組合が、この目的達成のために活動しなければならぬ。その活動するの衛生組合法の制定によつて、その強化を圖らなければならない、速かに衛生組合法の制定をせられたいといふのが趣旨であります。

○委員(塚本重蔵君) 皆さんにお語りいたします。大臣がお見えになりましたが、閣議の關係があるので、説明を先にさしてくれとのことでありました。委員長の報告を後刻に延ばすことに、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤森眞治君 それじゃこの請願だけ終つておきます。

○委員(塚本重蔵君) この際藥事法案の審査に……

○藤森眞治君 委員長、これが中途でありますから、これだけ終る間待つて下さい。

○委員(塚本重蔵君) それではもう少し……

○藥事委員長(塚本重藏君) 續けます。これについて政府委員から本法制定についての様子を聴きましたところが、政府においてもこの重要性を認めて、目下同法案提出の用意を以て各方面と交渉を進めておる、こういう答辭がありました。

これによつて、本委員会におきましては、この諸種の趣旨は極めて緊要妥當なものとして、議院の會議に付して、内閣には送付しないということに決定いたしました。一應これで……。

○委員長(塚本重藏君) 藥事法案を議題にして、豫備審査に入ります。先ず大臣より提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(竹田信一君) 閣議の途中でありまして、甚だ失禮であります。只今議題となりました藥事法案について御説明いたします。

現行藥事法は、戰時中に立法せられたものであります。その規定の中には、今日において不適當と思われるもの、又は不要と思われるものも多々あり、且つ又終戦後の新情勢に鑑みて、新たに規定を設けねばならぬ點もあつたので、ここに藥事制度の民主的運営、委任立法の規定の縮減及び公衆保健保護の見地からする取締規定の整備等に主眼を置いた藥事法案を、國會に提出する次第であります。

法案の構成としては、「總則」、「藥劑師」、「藥事委員會」、「藥局及び調剤」、「醫藥品、用具及び化粧品」、「監督」、「雜則」及び「罰則」の八章及び「附則」から成つておるのであります。附則を加えますと全條七十五條から成るものであります。次にこの法案の骨子を申し上げます。

と、第一章におきましては、この法律において用いられる主要な用語について、その定義を定め、法律適用の範圍を明らかにいたしました。第二章は、藥劑師の身分規定でありまして、藥劑師免許及び免許證の更新に關して規定を設けております。尙藥劑師國家試験制度及び免許證の更新に關する規定は新たに設けられたものであります。

第三章は、藥事委員會に關する規定であります。藥事委員會には、實質的に重要な機能を與え、藥事行政運営の民主化を圖らんとおるのであります。法律に規定いたしました権能の主なるものは、公定書の前案作成、藥劑師國家試験の執行及び廣く一般藥事に關する建議でありまして、厚生大臣はこの建議を尊重して、民意に即した行政を行はんとする次第であります。

第四章は、藥局及び調剤に關する章であります。現行藥事法と著しく異なつておりますのは、藥局開設の許可制度を廢して登録制度とした、登録を毎年更新することにより、業務の實際把握を圖りました點及び藥劑師の調剤權を規定しております條文の但書として、現行藥事法においては、附則において規定している醫師、齒科醫師又は獸醫師の調剤權に關する規定を加え、且つその規定の内容を、これらの者が自己の處方箋により、みづから調剤するか、藥劑師に調剤させる場合に、この限りでないというように書き改めた點の二點であります。

第五章は、醫藥品、用具及び化粧品に關する章であります。現行藥事法は、單に醫藥品のみを法的規整の對象としたのであります。本法案においては、醫療器械、器具その他衛生用具及び化粧品は國民保健に對する重要性に鑑みて、新たに採り上げて、これらについても醫藥品に準する取締を加えておるのであります。醫藥品の製造業、輸入販賣業並びに販賣業の許可制は、これを廢して、藥局と同様に登録制を採用し、一定の基準に達すれば自由に登録せしめ、用具並びに化粧品は製造業についても同様の制度を採り入れておるのであります。ただ用具はその範圍が極めて廣く、取締の對象とする必要のないものもあり、この法律の適用を省令によつて排除し得る規定を設けておる次第であります。

次に不良醫藥品及び不正表示醫藥品に關しても詳細な規定を設けて、取締の萬全を期してゐる次第であります。用具及び化粧品につきましても、醫藥品に準じて不良粗惡品及び不正表示品の取締に遺憾のないよう措置してあります。

第六章及び第七章は、監督及び雜則といたし、藥事監視員の規定、登録の基準並びに公聽會に關する規定を設け、運用の萬全を期してゐる次第であります。

以上概略を申し上げますのは、この法案の骨子と、これに關する主なる内容であります。現行藥事法に比し、その規定の内容は極めて具體的であり、まして、できる限り委任立法を避け、苟くも權利義務に關係のありますものは、能く限り、これを法律中に規定した次第であります。

以上藥事法案の内容につきまして、大要の御説明を申し上げたのであります。が、何とぞ御審議の上、速かに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(塚本重藏君) 只今大臣から提案の説明がありました。尙少し詳しく久下次長から説明を願いたいと思ひます。御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(塚本重藏君) それでは久下政府委員。

○政府委員(久下勝次君) それでは私から、只今大臣の説明のごさいます。中、今度の藥事法案の改正の要點とでも申すべき事項につきまして、少しく補足的な説明をさせて頂きたいと思ひます。

先ず第一は、今回の藥事法案におきましては、從來の藥事法と違ひまして、法律の對象となり得る範圍を擴大をしたといふこととございます。從來の藥事法は、主として醫藥品に關すること、及びこれに關連する事項を規定の内容としたものであります。ところが、今回の藥事法案におきましては、單に醫藥品のみならず、醫療用具、更に又從來他の法律によりまして取締つておりました醫藥品外品に關すること、或いは化粧品に關することなども、全部この法律の中に取上げることにいたしましたのであります。

第二は、大臣の御説明にもございますように、藥事委員會という制度を設けました點でございます。藥事委員會は法案の内容によりまして御承知頂きますように、各方面の權威者を網羅いたしまして、而もその任務は相當廣範なものでございます。藥事行政に關する重要な事項は、すべて藥事委員會の審議を経、或いは藥事委員會によつて執行されるというようなことにいたしました。藥事行政の民事的

な運営を、この制度によつて圖つて行きたいという考えでございます。

第三は、藥劑師國家試験制度を新しく設けました點でございます。從來藥劑師は、所定の藥學校を卒業いたしましたれば、當然に藥劑師の免許を得られたのであります。この法案が施行せられるように相成りますれば、藥學校を卒業した後に、更に藥劑師國家試験を受け、これに合格いたさなければ藥劑師免許を得ることができないというふうになりましたのでございます。この點につきましては、すでに醫師、齒科醫師等につきまして、同様の制度が設けられておるのでございします。

第四は、藥局の開設或いは醫藥品等の製造業につきましては、從來すべて許可制度になつておつたのでございしますが、今回の法案におきましては、これをすべて退出、登録という制度に改めたのでございます。その趣旨は、できるだけ企業を自由を尊重したいという考え方に出しておるのでございしますが、併しながら、すべて無條件に登録をするというのではなく、藥事委員會の建議に基づきまして一定の基準を定め、この基準に合ふものでありますれば、登録して行くと行かないというふうな取扱いに變えたのであります。

第五は、藥劑師會に關する規定を全然設けなかつたのでございます。從來の藥事法には、藥劑師會に關する規定がございまして、この規定に基いて、すべての藥劑師は強制的に藥劑師會を設立し、これに加入いたさなければなら

つて執行されるというようなことにいたしておきまして、薬事行政の民事的

の目的を達し得るのであつて、即ち職業安定法第三十三條によれば、無料で職業紹介事業を行う場合には、労働大臣の許可を得て設立することができるといふのであります。要するにこれは諸願者に、本法の趣旨が十分徹底し、おらない點があるのではないかというので、この徹底方が望ましいかという意味におきまして、この諸願は議院の會

しました。

次は陳情第百四十六號及び陳情第二百九十八號であります。これは藥務局設置に關する陳情であります。この陳情の趣旨は、從來厚生省では直接接療に關する面を主體にして、藥事方面を従としてゐる感じがある。これでは藥事行政の充實強化を圖る上に遺憾の點が多々あるから、藥務局を新設せられたいというのが趣旨であります。これに對して厚生當局から藥務局設置に關する意見を聴きましたところが、現在同省の藥務局は、人數から言つても藥

移行政に半影以上を占めてゐる。又、
回國會に提出する厚生省設置法案が公
布になれば、その法律に伴ひ設置され
る療品局によつて、これは假稱であら
ます。この陳情の趣旨も達せられると
思う。こういう説明がありましたので、
で、本委員會においては、本陳情は醫
院の會議に付して内閣に送付するこ
に決定いたしました。

次は請願第三百九十九號、國民健康
保險制度改革に關する請願並びに陳情
文書表第二十五號、第五百五十七號、第
百六十五號、第百八十五號、第百八
七號、第二百一號、第二百二十三號
第二百五十七號、第三百二號、第三

〔速記中止〕

○政府委員(喜多楯治郎君) 只今のお

次第であります。御承知のごとく、厚

してしまふことは取るべき措置ではな

省における一般會計より五千萬圓の豫
あります。當該御承知のことく、大蔵

いふところから、二億圓の要求を實は

じますが、幸い一部を、厚生省豫算額

の決定額より割きまして、約四千萬圓は公共事業費に安本より承諾を得ることに相成っておりまして合計九千萬圓ということに相成つておるわけであり

難しいことではございますけれども、

策を講じて頂きたいと、こういう大體

今日の現状は、誠に可哀そうなるもの

童福祉法でございますから、是非共そ

田の兩田に亙りまして、全國兒童福祉
系者會議を東京に開催いたしました

か、次に述べますような諸點につき

まして、趣旨の存するところを御了承
下さいまして、速かにその實現に關し
まして、國會におかれては格段の御配
慮を煩わしたいという請願の趣旨でご

所得税の源泉からこれを控除するよう

場税を免除せられるような御対策を講

圖りたいといふのでございます。第

童禪法は、漢十八輩永清の児童にすべて適用されるものでございませうか、

して統一的な取扱をするようにして原

ては、適正を期するよう萬全の處置を

考慮されたいという要望でございます。以上六點を、この際當院におかれまして、請願者の申述べます趣旨を御了察下さいまして、何とぞ十分御盡

除するために、國民健康保險法を根本

民健康保險に對する政府及び地方廳の

得る段階になつておると考えるのである。

が、大體におきまして、この請願並び

より報告になりました請願、陳情の

四百九十一號、同第四百九十三號、同

第三百九十九號、陳情の第二十五號、
同第四百四十六號、同第五百五十七號、同第
百六十五號、同第百八十五號、同第百
八十七號、同第二百一號、同第二百二

「異議なし」と叫ぶ者あり」

て、内閣に送付するを要しないものと

のと認めます。さように決定いたします。

○委員長(塚本重藏君) 御異議ないも

七百三十號、兒童福利事業に關する請願並びに請願第七百三十六號、兒童福

○山下義信君 只今上程せられました

る請願の請願者は、財團法人日本社會事業協會長中川望でありまして、紹介議員は塚本君、宮城君並びに自分でございます。現状私から簡単に請願の趣

百六十五號、同第百八十五號、同第百八十七號、同第二百一號、同第二百二

議員は塚本君、宮城君並びに自分でございませう。現状から簡単に請願の趣

まして、國會におかれては格段の御配慮を煩わしたいという請願の趣旨でございませう。

まして、請願者の申述をまする趣旨を御了察下さいまして、何とぞ十分御鑑

とに相成つておりました合計九千萬圓ということに相成つておるわけであり

ます。尙施設の方面におきましても、國有財産を適用、不動産を優先的に借入れるというようなことにもいたして、母子養育所等に對しまする只今の陳情に對しましての施策に對しましては、萬全を期していたしたかと、かように存しておる次第であります。簡單ながら以上御答辯いたしますが、尙その他のことに對しましては、事務當局より説明をいたすことにいたします。

○委員長(塚本重藏君) 松崎さんは政府委員でなくて説明員ですが、御異議ございませんね。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○説明員(松崎芳若) 私から補足説明いたします。農地法による農地の買収、その他の問題につきましては、關係方面と目下連絡をいたしてございませう。いづれ個々の問題につきましては、各縣當局と各施設との間に適當な解決方法を見付けつつありますから、統一的に何らかの方法を見出したいというふうに折衝を續けておるわけでありませう。寄付金に對する免稅の問題につきましても、大藏當局と事務的折衝を續けております。兒童委員の適正な選任につきましては、第一回國會におきまして御協賛頂きました兒童福祉法の附則によりまして、四月一日に相當の留意を以て、兒童委員としても適正な民生委員の選任を見たわけでありませう。爾今におきまして、これの再教育という面に大いに力を注ぎたいと考えております。それから兒童問題を、兒童福祉法一本でやるという問題は、第一回國會におきまして御審議の際にも非常におきましては、この社會事業協會

の請願の趣旨に關つて事務的折衝を續けております。去る中央兒童福祉委員會におきましても、そういうふうに兒童福祉法一本でこれらの問題を解決する上にとり決意をいたしました。更にそれを關係方面に送つた次第であります。今日の状況におきましては、相當關係法律の改正案、その他におきましてむずかしいというふうな状況もありますが、一議の光明を認め得るという状況でございます。以上簡單でありませうが、お答えをいたします。

○山下義信君 只今の政府の御説明では了承いたしました。要領を得ません。兒童福祉法實施に必要な國家の豫算を是非確保して貰いたいということに對して、最近の我々がいろいろ希望いたし、政務次官も盡力したことであろうと思ふ。その最近の成行き程度の説明をしたのでは、この請願に對する政府の所見としては了解いたし兼ねる。今後どういうふうにして、兒童福祉法の實現の實施に伴う豫算の經費を確保するか、どういう考えを持つてゐるか。これは政府もよく御承知のことであつて、今更には言わないけれども、本法律が成立すると同時に、直ぐに兒童福祉法の實施に伴う諸般の計畫をいたして、そうしてやらなければならぬ。豫算の請求は正式に言えば、昨今の閣議でされたのではなく、もうすでに前年の七月から大體の要求をいたして、大藏省と折衝し、それが具體化して來て、十一月には纏まつて、十二月の通常國會に豫算案が出るのが當り前のことだ。今頃出るのは當り前でないというところで、昨年法律が成立する間際頃から、七月八月にできたものではな

うところの、諸般の計畫というものに對する見解というものがなつておらん。これからどうするか。政府はどういう考えを持つてゐるか。これからの兒童福祉法の實施に伴う豫算額を確保するための計畫はどうするか。聞くところによると、閣議において厚生大臣は、この豫算を要求することに對しての説明の仕方というものは、數字が少しもなかつたということ、たゞ厚生省がやかましいから、何とかして呉れというふうな、莫然たる言葉を使つたということであつて、笑ひ話になつておる。今日のそういう要求というものは、ただ要るから、可哀そうだから何とかやつて呉れというふうなことではいけません。數字によつて合理的に閣議に要求し、大藏大臣でも、安本長官でも數字攻めにすべきだ。これからどうやつてこの兒童福祉委員會の、全くこの請願の趣旨のごとく、必要なる經費を確保するためにどういう考え、どういう計畫をこれから立てて行こうとするのかという政府の所見を明らかにして頂きたい。それから今請願の趣旨の中で、兒童福祉關係の、いわゆる社會事業に寄附したものに對する免稅、所得税とか、或いは入場税と

いうようなことも、まだ當局はこれについてはいろいろ交渉中である、さうなる答辯は、これは通り一遍の答辯である。そういう答辯は私は了承いたし兼ねる。所得税は暫くは了承いたして、入場税はどうなつてゐるか。入場税はすでに地方に移譲するといふ閣議決定をやつてゐる。また交渉中とは何だ。入場税を地方に移譲されたときはどうなるか。この請願といふものは、あなた方には分つておる筈だ。要

點はよく研究しておいでなさい。大藏省は来るべき入場税の改正については、入場税法の中から、慈善團體、その他、今慈善團體という言葉を使つたのは、あなた方も知つてゐる通り、とにかく社會事業に寄附するものに對しての入場税の免稅、あれは削除ということ、大藏省は言明してゐる。大藏省の發表の公文書に明らかに大藏省の所見を現わしてゐる。どういふことを交渉してゐるのか説明して見給へ。交渉中であるというふうな通り一遍のことではいけません。

○委員長(塚本重藏君) 速記を止め

午前十一時四十分速記中止

午後零時六分速記開始

○委員長(塚本重藏君) 速記を始め

午後零時七分散會

出席者は左の通り

委員長 塚本 重藏君

理事 今泉 政喜君

委員 谷口彌三郎君

宮城タマヨ君

中平常太郎君

三木 治朗君

池田宇右衛門君

草葉 隆圓君

中山 善彦君

木内キヤウ君

小杉 勝馬君

藤森 眞治君

井上なつあ君

小杉 イチ君

國務大臣 姫井 伊介君
山下 義信君
厚生大臣 竹田 儀一君
政府委員 厚生政務次官 喜多倫治郎君
厚生事務官 久下 勝次君
厚生事務官(局長) 芳若
厚生事務官(兒
童局長) 松崎

六月五日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、藥事法案(第九十二號)

藥事法案

第一章 總則

(法律の目的)
第一條 この法律は、藥事を規整し、これが適正を圖ることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律で「藥事」とは、醫藥品、用具又は化粧品製造、調劑、販賣又は授與及びこれらに關連する事項をいう。

第三條 この法律で「藥劑師」とは、主として醫藥品の調製、鑑定、保存、調劑及び交付に關する業務を行う者であつて、厚生大臣の免許を受けたものをいう。

第四條 この法律で「藥局」とは、藥劑師が調劑する場所であつて、都道府縣知事により登録されてゐるものをいう。

第五條 この法律で「醫藥品」とは、左の各號に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

一 公定書に收められたもの 二 人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、處置又は豫防に使用することが目的とされているもの 三 人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの（食品を除く。） 四 前各號に掲げるものの構成の一部として使用されているもの 五 この法律で「新醫藥品」とは、その化學構造式、組成又は適應が一般には知られていない醫藥品をいう。 六 この法律で「用具」とは、左の各號に掲げる物をいう。 一 人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、處置又は豫防に使用することが目的とされている器具、器械又は裝置 二 人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は裝置 七 この法律で「化粧品」とは、人の身體を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容ぼうを變えるために、身體に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部として使用されている物をいう。 八 この法律で「公定書」とは、藥局方、醫藥品集又はこれらの追補をいう。 九 この法律で「藥局方」又は「醫藥品集」とは、日本藥局方又は國民醫藥品集の最新版をいう。	10 この法律で「標示」とは、醫藥品（用具又は化粧品）の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。）に記載される文字、圖形その他の表示をいう。（直接の容器又は直接の被包が小賣のために包裝されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に讀み得なければ、これを標示とすることができない。） 11 この法律で「表示書」とは、醫藥品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、圖形その他の物又は醫藥品、用具若しくは化粧品に添付する文書若しくは圖畫をいう。 12 この法律で「毒藥」又は「劇藥」とは、人又は動物の身體に、これが攝取され、吸入され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強い、又は藥理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を與え、又は危害を與える虞がある醫藥品であつて、厚生大臣の指定したものをいう。	一 藥劑師國家試験に合格した者 二 厚生大臣の指定した外國の藥劑師免許を受けた者で、厚生大臣が適當と認めたもの 三 藥劑師免許を受けていない者は、藥劑師の名稱を用いてはならない。 第四條 藥劑師免許は、左の各號の一に該當する者には、これを與えない。 一 年齢二十年未満の者、禁治產者又は準禁治產者 二 精神病者 三 おし、つんぼ又は盲の者 第五條 藥劑師免許は、左の各號の一に該當する者には、これを與えないことができる。 一 罰金以上の刑に處せられた者 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反した者
（免許） 第三條 藥劑師にならうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、厚生大臣の免許を受けなければならない。 2 藥劑師免許は、左の各號の一に該當する者でなければ、これを與えない。	（免許證の交付） 第六條 厚生大臣は、藥劑師免許を與えたときは、藥劑師名簿に登録し、藥劑師免許證を交付しなければならない。 2 前項の免許證は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日まで、その更新を受けなければ、その效力を失ふ。 第三章 藥事委員會 第七條 藥事委員會は、公定書の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し、藥劑師國家試験を執行し、及び新醫藥品その他藥事に關し厚生大臣に建議することを目的とする。 第八條 委員會は大學の長及び教職員、關係各廳の官吏及び吏員並びに	に藥事、醫事若しくは獸醫事に従事する者につき、厚生大臣が任命した五十名以上の委員で、これを組織する。 2 藥事委員會の建議は、委員のうちから選任された常任委員の多數決をもつて、これを行うものとする。 3 委員の任期は、二年とし、補缺委員の任期は、前任者の殘任期間とする。但し、委員が精神若しくは身體に缺陷を生じ、その職務を行うことができなくなつたとき、又は委員會の利益を害したときは、厚生大臣は、委員會の同意を得て、當該委員を罷免することができる。 第九條 委員の報酬及び旅費については、省令でこれを定める。 第十條 藥事委員會に、左の小委員會を置く。 一 藥劑師國家試験小委員會 二 公定書小委員會 三 新醫藥品小委員會 2 委員會は、必要と認めたときは特別小委員會を置くことができる。 3 委員會は、厚生大臣に建議し、その他藥事委員會の事務を執行するために委員の中から常任委員を選任しなければならない。 （藥劑師國家試験） 第十一條 委員會は、省令の定めるところにより、厚生大臣の監督のもとに毎年少くとも一回、藥劑師國家試験を執行しなければならない。 第十二條 厚生大臣は、藥劑師國家
試驗を行う場所、日時及び受験願書の提出期限を定めて、少くとも試験を行う三月前までに、これを公告しなければならない。 第十三條 藥劑師國家試験を分けて、學說試験及び實地試験とする。 2 學說試験には、左の科目を含むものとする。 數學 物理學 化學 藥用植物學 生藥學 製藥化學 衛生化學 藥事に關する法規（藥局方を含む。） 3 實地試験には、左の科目を含むものとする。 分析學（定性、定量） 醫藥品鑑定（顯微鏡的検査を含む。） 製藥化學 調劑學 衛生化學 4 學說試験に合格した者でなければ、實地試験を受けることができない。 第十四條 藥劑師國家試験は、左の各號の一に該當する者でなければならない。 一 大學において、藥學の正規の課程を修めて卒業した者 二 厚生大臣の指定した外國の藥劑師免許を受けた者で、第三條第二項第二號に該當しないもの 三 外國の藥學校を卒業し、又は	（委員會） 第七條 藥事委員會は、公定書の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し、藥劑師國家試験を執行し、及び新醫藥品その他藥事に關し厚生大臣に建議することを目的とする。 第八條 委員會は大學の長及び教職員、關係各廳の官吏及び吏員並びに	試驗を行う場所、日時及び受験願書の提出期限を定めて、少くとも試験を行う三月前までに、これを公告しなければならない。 第十三條 藥劑師國家試験を分けて、學說試験及び實地試験とする。 2 學說試験には、左の科目を含むものとする。 數學 物理學 化學 藥用植物學 生藥學 製藥化學 衛生化學 藥事に關する法規（藥局方を含む。） 3 實地試験には、左の科目を含むものとする。 分析學（定性、定量） 醫藥品鑑定（顯微鏡的検査を含む。） 製藥化學 調劑學 衛生化學 4 學說試験に合格した者でなければ、實地試験を受けることができない。 第十四條 藥劑師國家試験は、左の各號の一に該當する者でなければならない。 一 大學において、藥學の正規の課程を修めて卒業した者 二 厚生大臣の指定した外國の藥劑師免許を受けた者で、第三條第二項第二號に該當しないもの 三 外國の藥學校を卒業し、又は

品集」とは、日本藥局方又は國民醫藥品集の最新版をいう。

該當する者でなければ、これを與えない。

第八條 委員會は大學の長及び教職員、關係各廳の官吏及び吏員並びに

第十二條 厚生大臣は、藥劑師國家

三 外國の藥學校を卒業し、又は

厚生大臣の指定した外國以外の外國の藥劑師免許を受けた者

第十五條 藥劑師國家試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 委員會は、厚生大臣に藥劑師國家試験に合格した者の名簿を提出しなければならない。

3 厚生大臣は、藥劑師國家試験に合格した者に對して、藥劑師免許證を交付するときは、前項の名簿に基いて、これをしなければなら

(藥局方の改訂等)

第十六條 委員會は、少くとも十年ごとに、藥局方の改訂の原案を、少くとも二年ごとに、その追補の原案を、厚生大臣に提出しなければならない。

(醫藥品集の改訂等)

第十七條 委員會は、必要があると認めるときは、醫藥品集の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出しなければならない。

第十八條 委員會は、公務所又は藥事に從事する者に對して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 委員會は、特に必要があると認めるときは、公務所又は藥事に從事する者その他の者に對し、必要な調査を施行することができる。

(施行規定)

第十九條 この法律及び省令で定めるものを除く外、藥事委員會の組織その他必要な事項は、藥事委員會がこれを定める。

第四章 藥局及び調劑

(藥局の登録)

第二十條 藥局を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、その藥局の所在地を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない、その效力を失う。

(藥局の管理)

第二十一條 藥局開設者は、自ら藥劑師であつて、その藥局を管理する場合の外、その藥局を管理させるために専任の藥劑師を置かなければならない。

2 藥局を管理する藥劑師は、業として當該藥局以外の場所、藥局の管理その他藥事に関する實務に従事してはならない。

(調劑)

第二十二條 藥劑師でない者は、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。但し、醫師、齒科醫師又は獸醫師が自己の處方せんにより自ら調劑し、又は藥劑師に調劑させる場合は、この限りでない。

第二十三條 藥劑師は、藥局以外の場所、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。但し、省令をもつて別段の定をしたときは、この限りでない。

第二十四條 藥劑師は、處方せん中疑わしい點があるときは、その處方せんを交付した醫師、齒科醫師又は獸醫師の承諾がなければ、處方を變更し、又は修正してはならない。

第二十五條 藥局開設者は、當該藥局で調劑した處方せんを、調劑した日から二年間、保存しなければならない。

第五章 醫藥品、用具及び化粧品

(醫藥品等の製造業)

第二十六條 醫藥品、用具又は化粧品の製造業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない、その效力を失う。

3 醫藥品の製造業者が、公定書に收められていない醫藥品を製造しようとするときは、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするときは、品目ごとに、その製造について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生大臣が、新醫藥品その他公定書に收められていない醫藥品について前項の許可を與えるには、藥事委員會の建議に基いて、これをしなければならぬ。

第二十七條 醫藥品の製造業者は、醫藥品の製造を管理させるために、製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けた専任の藥劑師を置かなければならない。但し、その本質が専任の藥劑師の管理を必要としない醫藥品については、厚生大臣の承認を受けて、専任の技術者をもつて、これに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず生物學的製劑その他厚生大臣の指定した製劑の製造業者は、その製造を管理させるために、その製造所ごとに厚生大臣の承認を受けて、専任の醫師その他相當の知識を有する者を置かなければならない。

(醫藥品等の輸入販賣業)

第二十八條 醫藥品、用具又は化粧品の製造業に關する規定は、夫々醫藥品用具又は化粧品品の輸入販賣業に、これを準用する。

(醫藥品の販賣業)

第二十九條 醫藥品の販賣業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、厚生大臣の指定した醫藥品の配置販賣業者にあつては、その營業區域ごとに、當該店舗の所在地又は營業區域を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。但し、醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した醫藥品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするときは、又は藥局開設者が醫藥品の販賣業を営もうとするときは、この限りでない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない、その效力を失う。

(醫藥品の取扱等に関する規程)

第三十條 厚生大臣は、醫藥品の強度、品質及び純度の適正を圖るために、藥事委員會の提出する原案に基いて、日本藥局方、國民醫藥品集又はこれらの追補を發行し、これを公布しなければならない。

2 公定書に收められた醫藥品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十一條 公定書に收められていない醫藥品は、第二十六條第三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十二條 アミノフェニルスルファミド若しくは誘導體、ベニシリン、ストレプトマイシン並びにその他の抗菌性物質又はこれらの製劑、生物學的製劑その他厚生大臣の指定する製劑は、厚生大臣の定める最小含量若しくは最小包裝單位に關する基準又は厚生大臣の定めるその他の基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 厚生大臣は必要があると認めるときは、前項の醫藥品の製造その他必要な事項について、省令で、これを定めることができる。

第三十三條 厚生大臣の指定した醫藥品は、厚生大臣の指定した者の検査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

い。
(誇大廣告等)
第三十四條 何人も、この法律に基いて製造する醫藥品、用具又は化粧品の名稱、製造方法、效能、効果又は性能に關して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記術し、又は流布してはならない。

2 醫藥品、用具又は化粧品の效能、効果又は性能に關して、醫師その他の者がこれを保證したものと誤解される虞がある記事は、前項に該當するものとする。

3 暗示的な記事、寫眞、圖畫その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4 何人も、醫藥品、用具又は化粧品に關して胎胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は圖畫を用いてはならない。

(毒藥及び劇藥の取扱)
第三十五條 毒藥の標示には、黒地に白字、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならぬ。

2 劇藥の標示には、白地に赤字、赤字をもつてその品名及び「劇」の字を記載しなければならぬ。

第三十六條 醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒藥又は劇藥を容器に改め、これに封かんを施さなければならぬ。

2 毒藥又は劇藥は、藥劑師である醫藥品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は醫藥品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者であつて藥劑師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し又は授

與してはならない。

第三十七條 醫藥品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、毒藥又は劇藥を販賣し、又は授與するときは、その文書にその品名、數量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所を記載し、且つ、譲受人をして、これに印を押さなければならぬ。

但し、藥劑師、藥局開設者、醫藥品の製造業者若しくは販賣業者又は醫師、齒科醫師若しくは獸醫師に對して、各々その身分に關する公務所の證明によつて、これを販賣し、又は授與する場合においては、この限りでない。

2 第三十五條及び前項の規定は、醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方せんによつて販賣し、又は授與する毒藥又は劇藥に關しては、これを適用しない。

3 第一項の文書は、その日附の日から二年間、これを保存しなければならぬ。

第三十八條 毒藥又は劇藥は、年齢十四年未満の者には、これを交付してはならない。

第三十九條 業務上毒藥又は劇藥を取り扱う者は、これを他の物と區別して、貯蔵し、又は陳列しなければならぬ。

2 前項の場合において、毒藥を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならぬ。

品又は用具

イ その全部又は一部が、不潔な物質又は變質若しくは變敗した物質からなるもの
ロ 汚染されるか、又は保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもとで、製造、調劑、包裝又は取扱をされたもの

ハ 醫藥品であつて、その容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その醫藥品を保險上危険なものにする虞があるもの

ニ 醫藥品であつて、その著色のみを目的としてタール色素が使用されてゐる場合に、省令の定めるところにより證明されたタール色素以外のタール色素が含有されてゐるもの

ホ 用具であつて、その使用が保健上危険を生ずる虞があるもの

二 公定書に收められた名稱を表示してゐる醫藥品であつて、その強度が公定書で定められた基準と異なるか、又はその品質若しくは純度が公定書で定められた基準に及ばないもの

三 前號に掲げる醫藥品以外の醫藥品であつて、その強度が當該醫藥品の表示書の表示と異なるか、又はその品質若しくは純度が、これに及ばないもの

四 醫藥品であつて、その品質若しくは強度を減ずるために、不當に他の物を混ぜ、若しくは他の物で包まれてゐるか、又はその全部若しくは一部が他の物で

代用されてゐるもの

(不正表示醫藥品及び不正表示用具)
第四十一條 左の各號の一に該當する醫藥品又は用具は、これを不正表示醫藥品又は不正表示用具とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されてゐるもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名稱及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が記載されてゐないもの又は重量、若しくは個數等の内容量が正確に表示されてゐないもの、但し、省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

三 公定書に收められた醫藥品であつて、公定書で定める容器又は被包に收められてゐないもの(厚生大臣の同意を得た場合を除く。)(又は公定書で定める表示のなされてゐないもの)

四 公定書に收められてゐない醫藥品であつて、その標示に左に掲げる事項の記載のないもの
イ 一般的名稱のあるときは、その名稱
ロ 二以上の成分から成る場合において、有効成分を含有するときは、その含有する有効成分の名稱(その一般的名稱あるときは、その名稱)及びアルコールを含有してゐるときは、その分量、種類並びに割合及び臭化物、エーテル、クロロホルム、アセトアニリド、フェナセチン、アミノノビ

リン、アンチピリン、アトロピン、ヒオスチン、ヒオスチアミン、比素、デキタリス、デキタリス配糖體、水銀、ウアバイン、ストロファジンチン、ストリキニーネ、甲狀せん又はこれらの誘導體若しくは製劑を含有してゐるときは、その効力の有無にかかわらず、これらの名稱及び分量又は割合、但し、省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

五

その標示又は表示書に、この法律により表示する用に定められた文字その他の事項が、他の文字、記事、圖畫又は圖案に比較して見易い場所に明記されてゐないもの、又は一般に購入し、又は使用する者が讀み易く、理解し易いような用語をもつて記載されてゐないもの

六 人に使用する醫藥品であつて、アルファ並びにベータオイカイ、バルビタール、プロムデエチルアセチル尿素、トリプロムアセトアルデヒド、スルホナル、コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片又はこれらの誘導體若しくは代用合成品であつて、習慣性があるとして厚生大臣が指定する物質を含有してゐるにもかかわらず、その標示にこれらの名稱、分量及び含有量並びに「注意」習慣性あり」の記載がないもの

七 厚生大臣の指定するアミノフェニルスルファミド若しくはその誘導體、ベニシリン、ストレ

者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授

藥品又は不良用具とする。
一 左のいづれかに該当する醫藥

の物で包まれているか、又はその全部若しくは一部が他の物で

七 厚生大臣の指定するアミノ酸、ニルスルファミド若しくはその誘導體、ベニシリン、ストレ

なければならぬ。
2 厚生大臣は、藥劑師が第五條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができ

ブトマイシン又はこれらの製劑その他の醫藥品であつて、その標示に醫師、齒科醫師又は、獸醫師の處方せん又はその指示によつて使用すべきである旨の注意が記載されていないもの

イ 使用上の適當な注意
ロ 疾病の状況により、又は幼児にとり、保健上危険を生ずる虞がある場合の使用に關し、又は危険な使用の分量、方法若しくは使用期間に關し、公衆保健の保護のために必要な注意

九 醫藥品であつて、厚生大臣により、變質若しくは變敗し易いものと認められたもので、保健上の必要により省令の定めるところに従つて包装されず、貯蔵されず、又は注意事項の表示のないもの

十 醫藥品であつて、他の醫藥品等と誤解され易い容器に收められてゐるもの若しくは誤解され易い方法で容器に收められてゐるもの又は模造若しくは詐稱のもの

十一 表示書に記載されている用法、用量又は使用期間が保健上危険であるもの

(不良化粧品)
第四十二條 左の各號の一に該當する化粧品は、これを不良化粧品とする。

第七節 厚生委員會會議第九号 昭和二十三年六月八日【審議院】

一 表示書に記載されている使用條件のもとにおいては、使用者に有害であるか、又は習慣となり、若しくは常用となる虞がある有毒若しくは有害な物質を含むものであるもの

二 その全部又は一部が、不潔な物質又は變質若しくは變敗した物質からなるもの

三 保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもとで製造、包装又は取扱をされたもの

四 容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その化粧品を保健上危険なものにする虞があるもの

五 省令の定めるところにより證明されたタール色素以外のタール色素を含有しているものであつて、染毛劑以外のもの

(不正表示化粧品)
第四十三條 左の各號の一に該當する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されているもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名稱及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個數等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない

三 この法律により表示するやうに定められた文字その他の事項が他の文字、記号、圖畫又は圖案に比較して見易い場所に明記されていないもの又は一般に購入し、又は使用する者が、讀み易く理解し易いような用語をもつて、記載されていないもの

四 他の化粧品等と誤解され易い容器に收められ、又は誤解され易い方法で容器に收められてゐるもの

(禁止行為)
第四十四條 左に掲げる行為は、これをしてはならない。

一 販賣又は授與の目的で、醫藥品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品とする

二 販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を製造すること

三 不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること

四 この法律に基いて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する當該官吏及び吏員以外の者に漏らすこと、但し、他の法律の規定に基き訴訟手続中において漏らす場合は、この限りでない

五 藥劑師でない醫藥品の販賣業者であつて、藥劑師を使用していないものが、厚生大臣の指定する醫藥品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること

六 醫藥品の標示、表示書又は廣告中に、「新醫藥品」という文字を使用すること

七 第四十一條第六號及び第七號に掲げる醫藥品を醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方せんに基づかず、又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されている藥局開設者、醫藥品の販賣業者、醫師、齒科醫師及び獸醫師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの醫藥品の販賣又は授與に關する記録を保存しないこと

八 第二十九條に規定する店舗を有する販賣業者及び配置販賣業者の方法により醫藥品の販賣業者を営むこと

第六章 監督
第四十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、藥局開設者、病院若しくは診療所の開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者に對して、その製造し、調製し、若しくは販賣する醫藥品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができ

(免許の取消等)
第四十六條 厚生大臣は、藥劑師が第四條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消さ

なければならぬ。
2 厚生大臣は、藥劑師が第五條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができ

3 厚生大臣は、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、藥局開設者又は醫藥品の販賣業者について、これらの者が、この法律又はこの法律に基く省令に違反したときは、その登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができ

4 前二項に規定する取消又は業務の停止は、その取消又は業務の停止の日から三十日以内に開かれる當該取消又は停止に關する公開の常任委員會において、常任委員が、多數決によつて、これを適當と認めない旨の決定をした場合には、三十日を経た日から、その效力を失う

5 前項の規定により取消又は業務の停止の確定した者は、行政事件訴訟特別法により訴を提起することができ

(設備の修繕等)
第四十七條 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者に對して、その設備若しくは家庭が非衛生的であり、又は醫藥品、用具若しくは化粧品を、不良醫藥品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合において

九

は、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

(不良醫藥品の廃棄等)

第四十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品について、その所有者に廃棄させ、所有者若しくは所持者に公衆衛生上危険を生ずる虞のない方法により處置させ、又は自らこれを廃棄し、その他必要な處分をなすことができる。

(立入検査等)

第四十九條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認める場合においては、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者について、必要な報告を徴し、又は當該官吏若しくは吏員をして薬局、病院、診療所、工場、店舗、事務所、醫藥品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯蔵する場所に立入り、その構造、設備、原料、材料、醫藥品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯蔵するために使用する物件を検査させ、又は不良若しくは不正表示の疑のある醫藥品、用具若しくは化粧品又は不良の疑のある原料、材料を試験のため必要な最小分量に限り、無償で収去させることができる。

2 當該官吏又は吏員は、前項の規定による立入、検査又は収去をする

る場合には、その身分を示す證票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(藥事監視員)

第五十條 醫藥品、用具及び化粧品に關する前條第一項に規定する當該官吏又は吏員の職權を行わしめるために、國及び都道府縣に藥事監視員を置く。

2 藥事監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

3 前二項に定めものの外、藥事監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第七章 雜則

(施行規定)

第五十一條 この法律の實施に關し必要な事項は、厚生大臣がこれを定める。

(登録の基準)

第五十二條 厚生大臣は、保健衛生上特に必要があると認めるときは、薬局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者の登録について、藥事委員會の建議に基づき、これらの者が有すべき設備、施設、資格等の基準を定めることができる。

(公聴會)

第五十三條 厚生大臣は、必要と認めるとき、又は藥事に關係のある者から要求があつた場合において、その要求が正當であると認めるときは、この法律の規定に基いて聽する命令の制定又は改廢につ

いて公聴會を開かなければならぬ。

第五十四條 醫藥品又は用具であつて、もつぱら動物の疾病の診斷、治ゆ、輕減、處置又は豫防に使用することが目的とされているもの及びもつぱら動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているものに關しては、これを農林大臣の所管とする。

(適用除外)

第五十五條 厚生大臣は、特定の用具については、省令をもつてこの法律の適用を除外することができる。

第八章 罰則

第五十六條 第二十二條、第二十六條第一項若しくは第三項(第二十八條において準用する場合を含む。)、第二十九條第一項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十六條まで、第三十八條又は第四十四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十七條 第三條第三項、第二十三條第一項、第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條(第二十八條において準用する場合を含む。)、第三十七條第一項若しくは第三項又は第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の刑は、これを併科すること

とができる。

第五十八條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第四十五條、第四十六條第二項若しくは第三項、第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第四十九條第一項の規定による厚生大臣又は都道府縣知事の要求があつた場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第六十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十一條 左に掲げる法令は、これを廢止する。

藥事法(昭和十八年法律第四十八號、以下舊法という。)

醫藥品外品等取締法(昭和二十二年法律第二百三十二號)

日本藥局方調查會官制(昭和十年勅令第二百七十四號)

家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則(昭和十五年農林省令第八十八號)

醫藥品等の封緘及検査證明の取締

に關する件(昭和十八年厚生省令第四十二號)

有害選任用器具取扱規則(昭和五年内務省令第四十號)

第六十二條 日本藥局方調查會は、前條の規定にかかわらず藥事委員會の成立するに至るまでは、なお存続するものとみなす。

第六十三條 この法律の規定による藥事委員會の權限は、藥事委員會の成立するに至るまでは、この法律の規定にかかわらず、厚生大臣が、これを行う。

第六十四條 舊法第三章の規定により設立された日本藥劑師會及び都道府縣藥劑師會(以下單に藥劑師という。)は、これを解散する。但し、清算の目的の範圍内においては、なお存続するものとみなす。

2 前項の規定により解散した藥劑師會の清算人は、會長、副會長、専務理事又は理事のうちから、總會において、これを選任しなければならない。但し、補缺の清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することができる。

3 厚生大臣又は都道府縣知事は、公益上必要があると認めたときは、清算人を解任することができる。

4 清算人は、清算方法及び財産處分について、總會の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

5 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥劑師會の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の状況について、清算人に

2 當該官吏又は吏員は、前項の規定による立入、検査又は収去をする。

その要求が正當であると認めるときは、この法律の規定に基づいて發する命令の制定又は改廢につ

2 前項の刑は、これを併科することとする。

農林省令第八十八號
醫藥品等の封緘及検査證明の取締

藥劑師會の清算の監督上必要であると認めるときは、清算の事務及び財産の状況について、清算人に

報告を命じ、又は當該官吏若しくは吏員に検査させることができる。

6 當該官吏又は吏員は、前項の規定により検査をする場合には、その身分を示す證明を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第六十五條 この法律施行の際、現に舊法の規定による藥劑師免許を受けている者は、この法律により藥劑師の免許を受けたものとみなす。

2 前項に該當する者は、この法律施行の日から三月以内にその住所を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣にその氏名、住所及び登録番號を届け出なければならぬ。

第六十六條 舊法の規定により藥局開設の許可、醫藥品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可又は醫藥品部外品の製造業の許可を受けた者で、この法律施行の際、現に當該事業を営んでいるものについては、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第六十七條 この法律施行前に舊法によりなした藥劑師免許、藥局開設の許可若しくは醫藥品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可の取消の處分又はこれらの業務の停止の處分は、なおその効力を有する。

2 前項の取消又は業務の停止の處分については、第四十六條第四項の規定は、これを適用しない。

第七節 厚生委員會會議第九号 昭和二十三年六月八日【審議院】

第六十八條 この法律施行の際、現に醫藥品部外品等取締法の規定による届出をして化粧品製造業を営んでいる者又は用具の製造業若しくは醫藥品部外品の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これを夫、この法律の規定による登録又は許可を受けたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際、現に家畜に應用する細菌學的預防治療品及診斷品取締規則の規定により血清類の製造の許可を受けている者については、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

2 この法律施行の際、現に血清類の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これをこの法律の規定による登録を受けたものとみなす。

第七十條 藥事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十號）第四十六條第一項の規定による調製録又は同令第七十七條第一項の規定による文書は、第二十五條又は第三十七條第三項の適用については、夫、これを第二十五條の處方せん又は第三十七條第一項の文書とみなす。

第七十一條 この法律施行の際、現に存する醫藥品、用具及び化粧品は、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第七十二條 この法律施行前になした舊法、醫藥品部外品等取締法、家畜に應用する細菌學的預防治療品

及診斷品取締規則、醫藥品等の封緘及び検査證明の取締に関する件又は有害毒物用器具取締規則の違反行為の處罰については、なお従前の例による。

第七十三條 藥劑師國家試験は、第十一條の規定にかかわらず、昭和二十四年から、これを行ふ。

第七十四條 大學令（大正七年勅令第三百八十八號）による大學又は專門學校令（明治三十六年勅令第六十一號）による專門學校は、學校教育法（昭和二十二年法律第二十六號）第九十八條第一項の規定により、その存続を認められた間、これを第八條第一項の大學とみなす。

2 前項に規定する大學又は專門學校の卒業者は、これを第十四條第一號の大學の卒業者とみなす。

第七十五條 第五改正日本藥局方（昭和七年内務省令第二十一號）は、第三十條の規定により厚生大臣が日本藥局方を公布するときまで、これを同條に規定する日本藥局方とみなす。

六月五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、恩給増額に関する請願（三件）
（第七百九十八號）

一、藥事法改正案に関する請願（第八百九號）

一、國立長野縣養所上田分院の移轉に関する請願（第八百十六號）

一、恩給増額に関する請願（二件）
（第八百三十號）

一、藥事法改正案に関する請願（第八百五十九號）

一、藥事法改正案に関する請願（第八百六十號）

一、藥事法改正案に関する請願（第八百六十一號）

一、恩給増額に関する請願（第八百七十九號）

一、療養師法の制定に関する陳情（第四百十四號）

一、療養行為を存続することに關する陳情（第四百十五號）

一、生活協同組合法制定に関する陳情（第四百三十號）

一、健康保險事業事務費國庫補助に關する陳情（第四百三十六號）

一、民生委員制度改正に關する陳情（第四百三十八號）

一、らい瘰癧病患者の生活改善に關する陳情（第四百四十號）

一、らい患者保護法制定に關する陳情（第四百四十一號）

この請願の趣旨は、第七百八十四號と同じである。

第八百十六號昭和二十三年五月二十五日受理
國立長野縣養所上田分院の移轉に関する請願
請願者 上田市長 井上柳梧

紹介議員 内村清次君
國立長野縣養所上田分院は、三期、四期の結核重患者を收容しているが、衛生設備、療養施設が不完全で、一般民家と混同隣接しているため、感染擴大の危険性と結核預防の本旨に副わないので、現位置より東方五百メートルに療養所として絶好の條件をもつ市報恩寮を中心として移轉せられ、市民の生活安定と患者に完全な療養生活を営ませるよう措置を講ぜられたいとの請願。

第八百三十號昭和二十三年五月二十六日受理
恩給増額に関する請願（二件）
請願者 千葉縣長生部五郷村綱島 稻村辰之助外一萬九百九十三名

紹介議員 小野哲君外三名
この請願の趣旨は、第五百十九號と同じである。

第八百五十九號昭和二十三年五月二十八日受理
藥事法改正案に関する請願
請願者 東京都新宿區柏木二東京藥學專門學校内馬場孝子

紹介議員 星野芳樹君外二名

紹介議員 吉川末次郎君

紹介議員 星野芳樹君外二名

この請願の趣旨は、第七百八十四號と
同じである。

第八百六十號昭和二十三年五月二十
八日受理

藥事法改正案に關する請願

請願者 東京都世田ヶ谷區野澤
町一ノ一明治藥學專門
學校内 廣田信男

紹介議員 小林勝馬君外一名

この請願の趣旨は、第七百八十四號と
同じである。

第八百六十一號昭和二十三年五月二
十八日受理

藥事法改正案に關する請願

請願者 東京都新宿區柏木二東
京藥學專門學校 山本
つや子

紹介議員 中野重治君外一名

この請願の趣旨は、第七百八十四號と
同じである。

第八百七十九號昭和二十三年五月二
十九日受理

恩給増額に關する請願

請願者 宇都宮市花房町一九〇
六 入江操外二千六百
十三名

紹介議員 大島定吉君外三名

この請願の趣旨は、第五百十九號と同
じである。

第四百十四號昭和二十三年五月二十
四日受理

療術師法の制定に關する陳情

福島縣相馬郡原町南東京六 伊
賀祥元

國民の保険に多大の貢獻をしている療
術師の地位を確立し、社會的待遇を改
善することは、業者の多年の要望であ

るが、法令により禁止せられたのは不
法であるから、社會保健増強の上か
ら、療術師法を制定せられたとの陳
情。

第四百十五號昭和二十三年五月二十
四日受理

療術行為を存続することに關する陳情
(二件)

山口縣大津郡深川町板持 立野
新一外七十三名

この陳情の趣旨は、第三百十號と同じ
である。

第四百三十號昭和二十三年五月二十
六日受理

生活協同組合法制定に關する陳情

大津市 大津商工會議所會頭
小幡文四郎

この陳情の趣旨は、第十號と同じであ
る。

第四百三十六號昭和二十三年五月二
十六日受理

健康保險事業事務費國庫補助に關する
陳情

東京都千代田區 千代田社會保
險事務研究會内 鈴木總二

健康保險事業の圓滿な運営上その事務
執行に要する費用はその本質から、國
庫補助とするのが當然であるが、豫算
の關係で極めて低額であるため、事務
費の大半は保険料に依存する現状であ
るから、本事業の重要性に鑑み、事務
費相當額を國庫補助とせられたいとの
陳情。

第四百三十八號昭和二十三年五月二
十六日受理

民生委員制度改正に關する陳情

東京都澁谷區原宿三ノ二六六ノ
二 財團法人全日本民生委員連
盟會長 原泰一

この陳情の趣旨は、第五十七號と同じ
である。

第四百四十號昭和二十三年五月二十
七日受理

らい療養所患者の生活改善に關する陳情

鹿屋市西俣四五二國立療養所
星塚敬愛園内 金元正男

終生をらい療養所に隔離されて過さな
ければならぬらい患者は、療養所が
生活安定の場所であるから醫師、看護
婦その他職員を増強して生活を安定せ
しめる等陳情書記の各項について措
置を講ぜられたいとの陳情。

第四百四十一號昭和二十三年五月二
十七日受理

らい患者保護法制定に關する陳情

鹿屋市西俣四五二國立療養所
星塚敬愛園内 金元正男

らい療養法が明治四十年に制定された
が、同法の規定は、患者の隔離政策の
一方的處理手續であつて、隔離收容後
における患者の保護についての規定
が、ほとんどないため、現在まで患者
は不遇であつたから、らい患者保護法
を制定して患者を保護せられたいとの
陳情。

六月七日豫備審査のため、本委員會に
左の事件を付託された。

一、麻藥取締法案(豫第九十五號)

麻藥取締法案

第一章 總則

第一條 この法律で「麻藥」とは、左

に掲げるものをいう。

一、阿片及びコカ葉(アルカロイ
ドを抽出したコカ葉を除く。)

二、阿片又はコカ葉から抽出され
る一切のアルカロイド及びその
誘導體並びにこれらの鹽類

三、阿片又は前號に掲げるものと
同様のらん用の鹽があり、且
つ、同様の毒害作用を引き起こ
す化學的合成品で厚生大臣が指
定するもの

四、前三號に掲げるものを含有す
るもの

第二條 この法律で「麻藥取扱者」と
は、麻藥輸入業者、麻藥製造業
者、麻藥製劑業者、麻藥小分業
者、麻藥卸賣業者、麻藥卸賣業
者、麻藥小賣業者、麻藥施用者、
麻藥管理者、麻藥研究者及び家庭
麻藥小賣業者をいう。

第三條 この法律で「麻藥輸入業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて麻藥
を輸入することを業とする者をい
う。

第四條 この法律で「麻藥製造業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて麻藥
を製造(化學的方法により變形
し、又は精製することを含む。以
下同じ。)することを業とする者
をいう。

第五條 この法律で「麻藥製劑業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて麻藥
を製劑(化學的變化を伴わない加
工であつて精製以外のものをい
う。以下同じ。)することを業と
する者をいう。

第六條 この法律で「麻藥小分業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて麻藥
を小分することを業とする者をい
う。

第七條 この法律で「麻藥卸賣業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて麻藥
卸賣業者に麻藥を譲り渡すことを
業とする者をいう。

第八條 この法律で「麻藥卸賣業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて麻藥
卸賣業者に麻藥を譲り渡すことを
業とする者をいう。

第九條 この法律で「麻藥施用者」とは、
醫師、齒科醫師又は獸醫師であつ
て厚生大臣の免許を受け、他人又
は家畜に對し治療の目的で麻藥を
施用し、施用のため交付し、又は
麻藥を記載した處方せんを交付す
る者をいう。

第十條 この法律で「麻藥管理者」とは、
病院又は診療所において、厚生大
臣の免許を受けてその病院又は診
療所で施用し、又は施用のため交
付する麻藥の譲受及び管理の責に
任ずる者をいう。

第十一條 この法律で「麻藥研究者」とは、
厚生大臣の免許を受けて學術研究
のため麻藥を使用する者をいう。

第十二條 この法律で「家庭麻藥小賣業者」と
は、厚生大臣の免許を受けて千
分中四分以下の阿片、萬分中五分
以下のモルヒネ若しくはその鹽類
又は千分中二分以下のコデイン、
ヒドロコデイン若しくはこれらの
鹽類が檢出され、これら以外の麻
藥が檢出されない麻藥(以下家庭

術師の地位を確立し、社会的待遇を改善することは、業者の多年の要望である。

十六日受理
民生委員制度改正に關する陳情

第一章 總則
第一條 この法律で「麻薬」とは、左

5 この法律で「麻薬小分業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を小分することを業とする者をい

ヒドロコデイン若しくはこれらの鹽類が檢出され、これら以外の麻薬が檢出されない麻薬（以下家庭

麻薬という。）を麻薬取扱者以外の者に譲り渡すことを業とする者をいう。

第三條 麻薬取扱者でなければ麻薬を所持し、輸入し、製造し、製劑し、小分し、譲渡し、施用し、施用のため交付し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用し、若しくは麻薬を記載した處方せんを交付してはならない。但し、この法律の規定により麻薬を麻薬施用者から施用のため交付を受け、又は麻薬小分業者若しくは家庭麻薬小分業者から譲り受け、若しくは譲り受けが、その麻薬を所持することは、この限りでない。

2 麻薬取扱者は、その業務の目的以外のために前項本文に規定する行為をしてはならない。

3 この法律の規定により麻薬を所持する者は、麻薬をその所持の目的以外の目的に使用してはならない。

第四條 何人も、左に掲げる行為をしてはならない。

一 麻薬原料植物の栽培

二 麻薬の輸出

三 デアセチルモルヒネ及びその鹽類並びにこれらを含有する一切のものの所持、輸入、製造、製劑、小分、施用、施用のための交付、譲受又は譲渡

四 麻薬中毒のため公安をみだし、又は麻薬中毒のため自制心を失ふこと

第二章 免許

第五條 厚生大臣が麻薬取扱者免許を與えることができる者は、左に掲げる資格者であつて、且つ、厚生

大臣が適當と認めた者とする。

一 麻薬輸入業者については、本人が麻薬師である醫藥品輸入販賣業者又は麻薬師を使用する醫藥品輸入販賣業者

二 麻薬製造業者、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者については、本人が麻薬師である醫藥品製造業者又は麻薬師を使用する醫藥品製造業者

三 麻薬元卸賣業者及び麻薬卸賣業者については、本人が麻薬師である醫藥品販賣業者又は麻薬師を使用する醫藥品販賣業者

四 麻薬小販業者については、薬局開設者

五 麻薬施用者については、醫師、齒科醫師又は獸醫師

六 麻薬管理者については、醫師、齒科醫師又は麻薬師

七 麻薬研究者については、麻薬に關し相當な知識技能を持つものであると厚生大臣が認めた學術研究者

八 家庭麻薬小販業者については、醫藥品販賣業者

第六條 厚生省に麻薬取扱者名簿を備え、麻薬取扱者免許に關する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第七條 厚生大臣は、麻薬取扱者免許を與えるときは、麻薬取扱者名簿に登録し、麻薬取扱者免許證を交付する。

2 前項の免許證は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。

第八條 麻薬取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月

三十一日までとする。

第九條 第七條の規定により麻薬取扱者名簿に登録される者は、左の區別にしたがつて登録手数料を國庫に納めなければならない。

麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製劑業者、麻薬小分業者又は麻薬元卸賣業者 千圓
麻薬卸賣業者、麻薬施用者、麻薬小販業者、麻薬管理者、麻薬研究者 七圓
麻薬研究者 五十圓

第十條 麻薬取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより厚生大臣に申請しなければならない。

2 麻薬取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。）又は清算人は、省令の定めるところによりその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、麻薬取扱者名簿の登録をまつ消する。

第十一條 第五條に定めるものの外麻薬取扱者名簿の登録と變更、免許證の再交付又は返納その他麻薬取扱者名簿及び麻薬取扱者免許證に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

2 麻薬取扱者名簿の變更又は麻薬取扱者免許證の再交付をするときは、登録の變更又は免許證の再交付を申請した者は手数料として十圓を國庫に納めなければならない。

第三章 麻薬取扱者

第十二條 麻薬取扱者は、麻薬取扱者でない者から麻薬を譲り受けてはならない。但し、第十七條第一項本文の場合は、この限りでない。

第十三條 麻薬取扱者が家庭麻薬以外の麻薬を麻薬取扱者から譲り受け又は他の麻薬取扱者に譲り渡そうとするときは、政府發行の譲受證又は譲渡證の用紙に必要事項を記載し、且つ、これに記名し印を押して相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲受證又は譲渡證の交付を受けた者は、二年間これを保存しなければならない。

第十四條 麻薬取扱者は、業務所に帳簿を備え、輸入し、製造し、製劑し、小分し、譲り受け、譲り渡し、又は施用し、若しくは施用のため交付した麻薬の品名及び数量、輸入、製造、製劑、小分、譲受、譲渡又は施用若しくは交付の年月日並びに譲受又は譲渡の相手方の住所及び氏名をこれに記入しなければならない。

2 麻薬管理者のある病院又は診療所の麻薬施用者が当該病院又は診療所において施用し、又は施用のため交付した麻薬については、當該麻薬管理者がその麻薬の品名、数量及び施用又は交付の年月日を記入しなければならない。この場合、前項の規定は、當該病院又は診療所の麻薬施用者については、これを適用しない。

3 第一項の規定による帳簿は、二年間これを保存しなければならない。

第十五條 麻薬取扱者は、その所持する麻薬を喪失し、盗み取られ、若しくはその所在が不明となつたとき、又はその所持する麻薬について省令で定める事故があつたときは、當該麻薬の品名及び数量その他必要な事故を速やかに業務所所在地を管轄する都道府縣知事に届け出なければならない。

第十六條 麻薬取扱者は、その所持する麻薬を他の醫藥品と區別して、鍵をかけた堅固な場所に貯藏しなければならない。

第十七條 麻薬取扱者（麻薬管理者を除く。）が第十條又は第四十八條の規定により麻薬取扱者名簿の登録をまつ消され、若しくは麻薬取扱者免許がその效力を失つたことにより麻薬取扱者でなくなつたときは、麻薬取扱者であつた者、相続人又は清算人若しくは合併後存続する會社又は合併により設立された會社は、遅滞なく當該麻薬取扱者が所持していた麻薬の品名及び数量を厚生大臣に報告し、その麻薬を厚生大臣の許可を受けた麻薬取扱者に譲り渡さなければならない。但し、當該相続人又は會社が麻薬取扱者である場合においては、厚生大臣の許可を受けたときは、譲り渡すことは要しない。

第十八條 この法律の規定による麻薬輸入業者でなければ麻薬を輸入してはならない。

第十九條 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、その都度輸入しようとする麻薬の品名及び数量その他省令で定める事項に

一三三

ついて厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

第二十條 麻薬輸入業者は、麻薬を麻薬製造業者、麻薬製劑業者、麻薬小分業者及び麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十一條 麻薬輸入業者は、翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに麻薬の容器に納められた容器一個あたりの量（以下「容器の容量」という。）及びその容器の数量

二 その月中に輸入した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量並びに輸入の年月日

三 その月中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日及び相手方

四 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

五 その他省令で定める事項

第二十二條 この法律の規定による麻薬製造業者でなければ、麻薬を製造してはならない。

第二十三條 麻薬製造業者は、麻薬を製造しようとするときは、各業務所につき一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間満了後十日以内に左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 製造のために使用した麻薬の品名及び数量

麻薬小分業者及び麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十五條 麻薬製造業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その月中に製造のために使用した麻薬の品名及び数量

三 その月中に製造した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

五 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

六 その他省令で定める事項

第二十六條 この法律の規定による麻薬製劑業者でなければ、麻薬を製劑してはならない。

二 製劑した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その他省令で定める事項

小分しよとするとときは、各業務所につき、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに製劑又は小分に供しようとする麻薬の品名及び数量並びに製劑し、又は小分しようとする麻薬の品名及び数量について厚生大臣の許可を受けなければならない。

第二十八條 麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、麻薬を麻薬元卸賣業者以外の者に譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受け、譲り渡し、又は家庭麻薬小賣業者に譲り渡し、又は家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第二十九條 麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、その輸入し、製造し、製劑し、又は小分した麻薬を容器に納め、且つ政府發行の證紙で封を施さなければならない。但し、家庭麻薬については、政府發行の證紙で封を施すことを要しない。

麻薬取扱者は、前項の封を施した麻薬でなければ、他の麻薬取扱者から譲り受け、又は他の麻薬取扱者に譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り受け、若しくは譲り渡し、又は家庭麻薬を譲り受け若しくは譲り渡すことはこの限りでない。

第三十條 麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、その輸入し、製造し、製劑し、又は小分した麻薬を納めた容器又はその被包に省令の定めるところにより一定の事項を記載しなければならない。

第三十一條 麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その月中に製劑又は小分に供した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その月中に製劑し、又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

五 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

小分業者は、各業務所につき翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その月中に製劑又は小分に供した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

三 その月中に製劑し、又は小分した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

五 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

六 その他省令で定める事項

第三十二條 麻薬元卸賣業者又は麻薬製劑業者は、第二十九條第一項の規定により封を施した麻薬であつて封の損したものを譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡すことは、この限りでない。

第三十三條 麻薬元卸賣業者は、麻薬卸賣業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡し、又は家庭麻薬を家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第三十四條 麻薬卸賣業者は、各業務所につき、當該業務所のある都道府縣内の麻薬小賣業者、麻薬施用者、麻薬管理業者又は麻薬研究者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けて譲り渡し、又は家庭麻薬を家庭麻薬小賣業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第三十五條 麻薬元卸賣業者又は麻薬卸賣業者は、各業務所につき、翌月十日までに左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 月初に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その月中に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

三 月末に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

四 その他省令で定める事項

第三十六條 この法律の規定による麻薬小賣業者でなければ、麻薬施用者の麻薬を記載した處方せんに基き調劑した麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬施用者が自己の處方せんに基き調劑した麻薬を施用のため交付することは、この限りでない。

麻薬小賣業者は、麻薬施用者の處方せんに基き、第二十九條第一

二 麻薬小賣業者は、麻薬施用者の處方せんに基き、第二十九條第一

二 麻薬小賣業者は、麻薬施用者の處方せんに基き、第二十九條第一

二 麻薬小賣業者は、麻薬施用者の處方せんに基き、第二十九條第一

二 麻薬小賣業者は、麻薬施用者の處方せんに基き、第二十九條第一

二 麻薬小賣業者は、麻薬施用者の處方せんに基き、第二十九條第一

第二十四條 麻藥製造業者は、麻藥を麻藥製造業者、麻藥製劑業者、
を小分けしてはならない。
第二十七條 麻藥製劑業者又は麻藥小分業者は、麻藥を製劑し、又は
ところにより一定の事項を記載し
なければならぬ。
第三十一條 麻藥製劑業者又は麻藥

項の規定により施した封を開いて
容器から取り出して調劑した麻藥
でなければ、これを譲り渡しては
ならない。
第三十七條 この法律の規定による
麻藥施用者でなければ、麻藥を記
載した處方せんを交付してはなら
ない。
第三十八條 麻藥施用者は、他人又
は家畜の疾病の治療以外の目的に
麻藥を施用し、施用のため交付
し、又は麻藥を記載した處方せん
を交付してはならない。
第三十九條 麻藥施用者は、麻藥の
中毒者に對し、その中毒症狀を緩
和するため、又は中毒を治療する
ため麻藥を施用し、施用のため交
付し、又は麻藥を記載した處方
せんを交付してはならない。
第四十條 麻藥施用者は、麻藥を記
載した處方せんを交付するとき
は、當該處方せんによる麻藥施用
者の住所、氏名及び麻藥取扱者登
録番號並びに處方せんを交付を受
けた患者の住所、氏名、病名及び
處方せんを交付した日附を記載し
なければならぬ。
第四十一條 麻藥施用者は、麻藥に
中毒していると診斷したときは、
速かにその中毒患者の住所、氏

名、年齢、性別及び中毒している
麻藥の品名を業務所所在地を管轄
する都道府縣知事に届け出なけれ
ばならない。
第四十二條 麻藥施用者は、麻藥を
施用し、又は施用のため交付した
患者の住所及び氏名（家畜のとき
はその種類並びに所有者の住所、
氏名）、年齢、病名、主要症狀、
麻藥の施用量又は施用のための交
付量及び施用又は施用のための交
付年月日に關する記録を作らなけ
ればならない。
第四十三條 前項の記録を二
年間保存しなければならない。但
し、麻藥管理業者のある病院又は診
療所にあつては、麻藥管理業者がこ
れを保存しなければならない。
第四十四條 二人以上の麻藥施用者
が診療に従事する病院又は診療所
の開設者は、その病院又は診療所
ごとに麻藥管理業者一人を置かなけ
ればならない。
第四十五條 前項の病院又は診療所
においては、麻藥管理業者がその診
療所で施用又は交付するため譲り
受け、且つ管理する麻藥でなければ
ない。これを施用し、又は施用のた
め交付してはならない。
第四十六條 病院又は診療所の麻藥管理業者
がその病院又は診療所の麻藥管理
者でなくなつたときは、麻藥管理
者であつた者（死亡の場合において
はその病院又は診療所の開設
者。）は、遅滞なく當該麻藥管理
業者が所持していた麻藥を、引き継
ぎ麻藥管理業者となつた者に引き渡
し、且つその麻藥の品名及び数量
を厚生大臣に報告しなければなら
ない。但し、第一項の規定による
麻藥管理業者を置くことができない
ときは、麻藥管理業者の管理してい
た麻藥を厚生大臣の許可を受けた
麻藥取扱者に譲り渡さなければなら
ない。
第四十七條 この法律の規定による
家庭麻藥小賣業者でなければ、家
庭麻藥を小賣してはならない。
第四十八條 家庭麻藥小賣業者は、
帳簿を備え、譲受人をして、これ
に品名、数量、使用目的、年月日
及び住所を書かせ、記名して印を
押させないで家庭麻藥を譲り渡
してはならない。
第四十九條 前項の帳簿は、二年間これを保
存しなければならない。
第五十條 この法律の規定による
麻藥研究者でなければ、麻藥を研
究のため使用してはならない。
第五十一條 麻藥小賣業者、麻藥施
用者、麻藥管理業者及び麻藥研究
者は、麻藥取扱者の免許がその效力
を失つた後引き続き免許の申請を
するときは、左に掲げる事項を
厚生大臣に報告しなければならぬ。
一 當該效力を失つた免許の申請
をした日に所持した麻藥の品名
及び数量並びに容器的容量及び
数量
二 當該效力を失つた免許の申請
をした日から免許の申請をする
日までの間に譲り受け、譲り渡
し、施用し、施用のため交付し、
又は研究のため使用した麻藥の
品名及び数量並びに容器的容量
及び数量
三 引き続き免許の申請をする

日に所持する麻藥の品名及び数
量並びに容器的容量及び数量
二 前項の場合において、麻藥管理
業者のある病院又は診療所の麻藥施
用者が當該病院又は診療所におい
て、施用し、又は施用のため交付
した麻藥については、當該麻藥管
理業者が前項各款に掲げる事項を報
告しなければならない。この場
合、前項の規定は、當該病院又は
診療所の麻藥施用者については、
これを適用しない。
第四章 監督
第五十二條 麻藥取扱者がその業務
に關し犯罪行為をしたときは、厚
生大臣は、麻藥取扱者名簿の登録
をまつ消すことができる。
第五十三條 麻藥取扱者がその業務に關し、
不正の行為をしたときは、厚生大
臣又は都道府縣知事は、期間を限
つて業務を停止することができる。
第五十四條 厚生大臣又は都道府縣
知事は、麻藥取締のため特に必要
があると認めるときは、麻藥取扱
者に對し麻藥の輸入、製造、製
劑、小分、譲受、譲渡、施用、施用
のための交付又は處方せんを交付
若しくは研究に關し必要な事項を
命ずることができる。
第五十五條 厚生大臣は、麻藥取扱者
に對し、その業務について必要な
事項を報告させることができる。
第五十六條 厚生大臣は、この法律
の規定に違反して所持され、栽培
され、輸入され、製造され、製劑
され、小分され、譲り受けられ、
譲り渡され、施用され、施用のた
め交付され、又は研究のため使用

された麻藥について必要な處分を
することができる。
第五十七條 厚生大臣又は都道府縣
知事は、麻藥取締のため特に必要
があると認めるときは、當該官吏
又は吏員に工場、店舗、倉庫、藥
局、調劑所その他麻藥に關係ある
場所に立ち入りその構造、設備、
業務の状況若しくは帳簿書類その
他の物件を検査させ、又は試験の
ため必要な分量に限り麻藥を無償
で収去させることができる。
第五十八條 當該官吏又は吏員が前項の規定
により立ち入り検査又は収去をする場
合には、その身分を證明する證票
を携帯し、關係人の請求があるこ
ときは、これを呈示しなければならない。
第五十九條 麻藥統制主事は、麻藥
に關する違反の捜査にあたり厚生
大臣の許可を受けてこの法律の規
定に拘らず何人からも麻藥を譲り
受けることができる。
第六章 罰則
第六十條 この法律中、麻藥の譲
渡又は譲受に關する規定は、同一
人の麻藥取扱者の業務所相互間に
もこれを準用する。
第六十一條 厚生大臣は、法令の規
定により沒收された麻藥について
大藏大臣と協議の上必要な處分を
することができる。
第六十二條 厚生大臣は、この法律
施行のため必要な命令を定めるこ
とができる。
第六十三條 第三條各項、第四條第
一號、第二號若しくは第三號、第
十二條、第十八條、第二十二條、

第七條、厚生委員会會議第九號、昭和二十三年六月八日（法律第二十號）
一五
[134]

二五九